

豊田市産品開発を通じた市の魅力発信業務委託プロポーザル 質問への回答

通番	質問	回答
1	本事業で重視する成果指標の優先順位（PR 効果／売上・販路拡大／事業者支援／その他）と、必須 KPI の有無をお教えてください。	本事業において、本市が重視する成果指標の優先順位及び必須 KPI はありません。本事業の効果検証は、「仕様書 4（5）」において、乙がその方法や内容について提案することとしているため、その点を踏まえたご提案をお願いします。
2	KPI の目標水準（最低到達ライン等）や、成果判定の考え方（定量／定性）に市としての想定はありますか。	KPI の目標水準や、成果判定の考え方について、市としての想定はありません。本事業の効果検証は、「仕様書 4（5）」において、乙がその方法や内容について提案することとしているため、その点を踏まえたご提案をお願いします。
3	「18～39 歳に認知が高く、好意・憧れ・接触率のいずれかが高い」要件の判断根拠として、市が想定するデータ・指標（調査、SNS 指標等）はありますか。	当該要件における、市が想定するデータ・指標の判断根拠はありません。提案者がどのような判断で、活用する「ブランド力を有する企業」を、要件を満たすものとして選定したのかも含め、ご提案をお願いします。
4	事業者の主要な物品と、ブランド力を有する企業の取り扱う物品のジャンルが異なる場合、新たなブランドと協業する必要がありますか。	事業者が公募により決定することを踏まえ、参加事業者の主要な物品や、開発しようとする製品のジャンルを問わず、「ブランド力を有する企業」が活用でき、本委託業務の目的を達成できるご提案をお願いします。
5	事業者の応募数が想定（7 者）を下回る場合の追加募集・代替措置の想定はありますか。	現時点で追加募集・代替措置の想定はありませんが、応募数が想定数を大きく下回る場合は、対応を協議させていただきます。応募数が想定を下回らないために、公募時に市が留意すべき点があれば、ご提案をお願いします。
6	監修における必須成果物（コンセプト、パッケージ、コピー、価格設計、撮影ディレクション等）の想定があればお教えてください。	監修の内容によるため、現時点で必須とするものではありません。監修の内容を踏まえて、両者協議のうえ、成果物を決定します。具体的な産品を例示した上で、成果物の想定についても、ご提案をお願いします。
7	ふるさと納税返礼品としての展開を見据えるとありますが、受託者側の返礼品登録・申請等の実務支援の範囲の想定をお教えてください。	実務支援の範囲の想定はありません。産品の開発等の監修においては、ふるさと納税返礼品としての展開に効果的と考えられる手法や、その実現に向けて事業者提供できる支援についても、ご提案ください。

通番	質問	回答
8	出展先（商業施設等）について、市側で候補・条件（エリア、客層、時期、必須要件等）の想定はありますか。	市側での候補・条件の想定はありません。本委託業務の目的達成に効果的な出店先のご提案をお願いします。
9	参加事業者が什器、決済端末等を保有していない場合、その費用負担については委託料に含める認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	食品等を扱う場合の保健所対応、PL 保険、表示（食品表示・アレルギー等）に関する基本ルールや、市側で必須の手続があればお教えください。	食品等を扱う場合は、保健所への届出等手続きが必要となる場合がありますので、保健所にご相談のうえ、事業内容をご提案ください。 ● 豊田市保健所窓口 食品衛生に関すること…保健衛生課（TEL：0565-34-6181）
11	使用可能な媒体（市公式 SNS の利用可否、受託者媒体、広告出稿の可否）および運用上の制約があればお教えください。	使用可能な媒体及び運用上の制約は情報発信の手法及び発信内容によって判断するため、ご提案の内容を踏まえ、協議のうえ決定します。原則として、Instagram「とよた暮らしあそび」以外の市公式 SNS では、開発する産品個別の P R は実施しない想定です。
12	プレスリリースについて、受託者が担う範囲（原稿ドラフト作成、素材提供、配信作業等）の想定をお教えください。	原稿案の作成や作成に伴う素材提供は必須と想定していますが、加えて、効果的なプレスリリースとなる方法のご提案をお願いします。
13	製品の在庫管理・発送・返品・クレームの一次窓口の分担方針がありましたら、お教えください。	特にありません。想定する分担方針をご提案ください。
14	撮影、デザイン、EC 構築、広告運用、イベント施工等の外部パートナー活用は、どこまで「付随的・補助的業務」とみなされますか。承認が必要となる範囲をお教えください。	撮影、デザイン、EC 構築、広告運用、イベント施工等の業務については、すべて「付随的・補助的業務」とみなされるため、外部パートナー等に対し、これら「業務の一部を一括して委託する」場合は再委託の承認が必要です。 なお、外部パートナー等に対し、業務の一部を一括して委託しても、「付随的・補助的業務」に当たらない簡易な業務の例は以下のとおりです。 <例> コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など

通番	質問	回答
15	ヒアリング当日の投影（PPT）可否、PC 持込・接続条件（HDMI 等）、音声・動画再生の可否をお教えてください。	公告文「9 ヒアリング」に記載のとおり、「説明は提出資料のみとし、追加資料等の持込みは認めない。」としているため、ヒアリングは提出した提案書により実施してください。
16	次年度以降の随意契約判断において重視する観点（売上、PR 効果、事業者満足等）があればお教えてください。	公告文「13 その他（9）」に記載のとおり、「監修した製品の状況、情報発信及び販売の実績などの観点」で判断します。